

仕様書番号	管営8-43
作成年月日	R8.6.2

## 油分離槽清掃等役務

件名	油分離槽清掃等役務		図面番号	1/3
図名	表紙		縮尺	—
管理課長	営繕班長	合議	設計	
陸上自衛隊 航空学校宇都宮校 管理課 営繕班				

# 仕 様 書

## 1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に既設の油分離槽の清掃及び槽内沈殿物の汲み取り処分役務について規定する。

## 2 役務に関する一般要求事項

- (1) 契約相手方は、契約締結後速やかに監督官と協議し、11月30日までに清掃作業を完了させること。
- (2) 本役務は本仕様書のほか、環境保全関係法規等を遵守し実施するとともに、作業主任者は油分離槽の清掃に関する知識及び技能を有する者が行うものとする。
- (3) 役務実施に当たり、人員又は施設等に損害を与えた場合、契約相手方の責任において修繕及び保障するものとする。
- (4) 本役務に必要な電気及び水道は全て契約相手方の負担において用意するものとする。
- (5) 作業現場及び許可された場所以外への無断立入は厳禁とする。
- (6) 役務写真は各作業の作業前、作業中、作業終了及び作業後に隠蔽となる箇所並びに監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上1部提出するものとする。

## 3 特記事項

### (1) 作業内容

- ア 槽内上部の油分及び沈殿した汚泥をバキューム車で汲み取った後、中間水を一時的に汲み取る。
- イ 高圧洗浄により壁面及び仕切板を洗浄するとともに、洗浄後の水を汲み取る。
- ウ 中間水を槽内に戻す。
- エ 汲み上げた汚泥及び洗浄水は産業廃棄物として関係法令に基づき運搬・処分する。

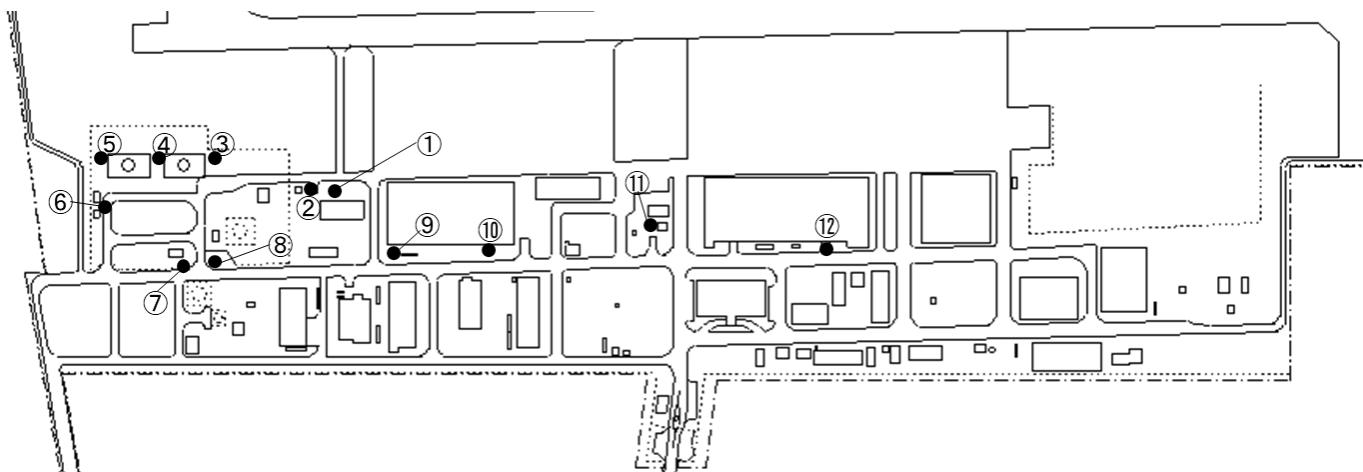
### (2) 検査

作業完了後は監督官の目視点検により、付着物の除去を確認するものとする。

## 4 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項は監督官と調整し当然実施すべき事項については契約相手方の負担において実施すること。また、本仕様書に疑義が生じた場合は官側と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 産業廃棄物の運搬・処分に当たり、マニフェスト（A、B2、D及びE票）を監督官へ提出する。
- (3) E票は令和9年2月28日までに提出し、E票の提出をもって役務完了とする。

実施場所



番号	規格 (縦×横×水位)	汚泥等汲取り処分量
①	1. 6 m×1. 0 m×0. 7 m	計 3 3 0 k g (最大)
②	2. 4 m×0. 6 m×0. 4 m	
③	1. 0 m×0. 6 m×0. 6 m	
④	1. 2 m×0. 6 m×0. 7 m	
⑤	1. 2 m×0. 6 m×1. 3 m	
⑥	1. 0 m×0. 6 m×0. 5 m	
⑦	2. 0 m×0. 5 m×0. 5 m	
⑧	1. 2 m×0. 6 m×0. 5 m	
⑨	1. 3 m×0. 9 m×0. 4 m	
⑩	1. 0 m×0. 7 m×0. 4 m	
⑪	2. 4 m×0. 6 m×1. 3 m	
⑫	1. 2 m×0. 7 m×0. 9 m	